

赤字：追記

青字：削除

(令和4年4月1日適用)

## 地区割表

長尾土木事務所管内	
長尾1級地	
さぬき市	多和を除く全域
東かがわ市	川股 [字千足、字下所]・入野山・五名を除く全域
三木町	大字池戸、大字井上、大字平木、大字鹿伏、大字氷上、大字上高岡、大字下高岡、大字田中、大字朝倉、大字鹿庭、大字井戸
長尾2級地	
さぬき市	多和
東かがわ市	川股 [字千足、字下所]、入野山、五名
三木町	大字奥山、大字小囊
高松土木事務所管内	
高松1級地	
高松市	塩江町・島嶼部を除く全域
高松2級地	
高松市	塩江町
高松3級地	
直島町全域、男木島、女木島、大島	
小豆総合事務所管内	
小豆1級地	
小豆島町	片城全域、木庄全域、草壁本町全域、坂手全域、苗羽全域、馬木全域、橘全域、田浦全域、古江全域、堀越全域、岩谷 [2級地指定以外]、安田 [2級地指定以外]、神懸通 [2級地指定以外]、西村 [2級地指定以外]、池田 [2級地指定以外]、蒲生全域、中山 [2級地指定以外]、室生全域、二面全域、吉野全域、蒲野全域、神浦全域
土庄町	島嶼部及び2級地を除く全域
小豆2級地	
小豆島町	吉田、福田、当浜、岩谷 [字嶮岨山 (乙)、字中山 (乙)、字森谷 (乙)、字東山 (乙)、字天狗岩 (乙)、字川向 (乙)、字丁場 (甲)、字南谷 (甲)、字亀崎 (甲)]、安田 [字嶮岨山 (乙)、字城ノ前 (乙)、字クダテ (乙)、字仲ハタ (乙)、字蛇里ノ上 (乙)、字清滝 (乙)、字船石 (乙)、字極ヶ谷 (乙)、字三五郎川 (乙)、字清田谷 (乙)、字信清 (乙)、字榎滝 (乙)、字平野 (乙)、字小見山 (乙)、字大谷 (乙)]、神懸通 [字嶮岨山 (乙)、字越恵谷 (乙)、字佛谷 (乙)、字明石 (乙)、字高瀬 (乙)、字猪谷 (乙)、字檜尾 (乙)、字カンカケ (乙)、字不動 (乙)、字青木 (乙)、字下地 (乙)、字忠六 (乙)、字サルガ粒 (乙)、字流れ (乙)、字マド (乙)、字明神 (乙)、字水ヶ谷 (乙)、字トウノ穴 (乙)、字若宮 (乙)、字松林 (乙)、字官徳 (乙)、字登尾 (乙)]、西村 [字嶮岨山 (乙)、字東大久保 (乙)、字西大久保 (乙)、字上図 (乙)]、池田 [字段山、字サレ、字赤柴、字谷奥、字嶮岨山]、中山 [字溝落、字谷奥、字瓜ノ内、字乙松、字大増、字廣曾、字高尾、字蛙子広谷、字蛙子鳴滝、字嶮岨山、字蛙子]
土庄町	字西泊、字水木谷、字大佐、字丸石、字脇窪、字東庄、字大洞、字須谷、字中段、字清水原、字大榎、字嶮岨山、字恵門、字スリ、字野口、字見目飛地、字黒岩飛地、字瀧崎飛地、字蛙子、字中山飛地、字上庄飛地、字馬越飛地、字屋形崎飛地、字笠ヶ滝飛地、(飛地については嶮岨山)
小豆3級地	
豊島	

## 地区割表

<b>中讃土木事務所管内</b>	
<b>中讃 A 1 級地</b>	
<b>坂出市</b>	島嶼部を除く全域
<b>丸亀市</b>	綾歌町、飯山町
<b>綾川町</b>	小野全域、萱原全域、北全域、陶全域、千疋全域、滝宮全域、畑田全域、羽床下全域、山田上全域、山田下全域、牛川全域、羽床上全域、 粉所東〔2級地指定以外〕、粉所西〔2級地指定以外〕、東分〔2級地指定以外〕、西分〔2級地指定以外〕
<b>宇多津町全域</b>	
<b>中讃 A 2 級地</b>	
<b>まんのう町</b>	<u>佐文〔竜王農免道路より南部〕</u> <u>宮田〔国道 32 号より西部で竜王農免道路より南部〕</u> <u>追上〔竜王農免道路より南部、「道の駅 空の夢もみの木パーク」より南部〕</u> <u>生間南部</u> <u>帆山南部</u> <u>山脇〔前山農免道路より北部〕</u> <u>新目〔前山農免道路より北部〕</u> <u>七箇〔前山農免道路より北部で丸亀三好線より南西部〕</u> <u>後山全域</u> <u>大口全域</u> <u>川東〔国分寺中通線より北西部〕</u> <u>造田〔国道 438 号より北西部、国道 438 号より南西部で中讃南部広域農道より北部〕</u> <u>中通〔国道 438 号より北西部で滝山橋より北部〕</u>
<b>綾川町</b>	<del>粉所東〔字木地伐、字林境、字笹ノ丸、字影、字夫下、字弘法、字孫浦、字廻当、字龍頭谷、字西ノ谷、字山夫谷、字獅子鼻、字末子所、字動割谷、字一ノ谷、字唐戸谷、字浦の谷、字日浦、字川成、字宮下、字庄坂、字日吉、字山神、字白土、字坂川、字田尾、字堂免、字小谷、字若狭、字永富、字貞重、字下田井、字横谷、国有林の一部〕、 粉所西〔字西始、字西田尾、字美之谷、字西本谷、字相口始、字サス谷、字赤羽、字相口、字柿佐古、字萱之道上、字信ヶ原、字新名、字立石、字向山、字小丸、字高山、字横谷、字深田、字上新名、字新名尾、字岡田井、字信常、字宮谷、字上地頭、字下地頭、字桑内、字北桑内、字一ツ橋〕、 東分〔字大峯谷、字大峯上〕 西分〔字千行、字常清、字谷奥、字本曲木、字曲木、字牛の子堂、字宮前、字藤川、字行道、字夫空、字猪尾、字西行道、字夫小屋、字山の上、字青浦、字角ヶ内、字岩角、字西常清、字境場、字古細、字大峯、字粟地、字高尾、字小川、国有林〕</del>
<b>中讃 A 3 級地</b>	
<b>与島、櫃石島</b>	
<b>中讃 B 1 級地</b>	
<b>丸亀市</b>	綾歌町・飯山町・島嶼部を除く全域
<b>善通寺市全域、琴平町全域</b>	
<b>多度津町</b>	島嶼部を除く全域
<b>まんのう町</b>	2 級地以外
<b>中讃 B 2 級地</b>	

**綾川町**

粉所東〔字木地伐、字林境、字笹ノ丸、字影、字大下、字弘法、字孫浦、字廻当、字龍頭谷、字西ノ谷、字山犬谷、字獅子鼻、字末子所、字動割谷、字一ノ谷、字唐戸谷、字浦の谷、字日浦、字川成、字宮下、字庄坂、字日吉、字山神、字白土、字坂川、字田尾、字堂免、字小谷、字若狭、字永富、字貞重、字下田井、字横谷、国有林の一部〕、  
粉所西〔字西始、字西田尾、字美之谷、字西本谷、字相口始、字サス谷、字赤羽、字相口、字柿佐古、字萱之道上、字信ヶ原、字新名、字立石、字向山、字小丸、字高山、字横谷、字深田、字上新名、字新名尾、字岡田井、字信常、字宮谷、字上地頭、字下地頭、字桑内、字北桑内、字一ツ橋〕、  
東分〔字大峯谷、字大峯上〕  
西分〔字千行、字常清、字谷奥、字本曲木、字曲木、字牛の子堂、字宮前、字藤川、字行道、字大空、字猪尾、字西行道、字大小屋、字山の上、字青浦、字角ヶ内、字岩角、字西常清、字境場、字古細、字大峯、字粟地、字高尾、字小川、国有林〕

**まんのう町**

川東〔国分寺中通線より南東部〕、  
造田〔国道438号より南西部で中讃南部広域農道より南部〕、  
中通〔国道438号より南西部〕、  
勝浦全域  
山脇〔前山農免道路より南部〕  
新目〔前山農免道路より南部〕  
吉野〔中讃南部広域農道より南部〕  
炭所西〔中讃南部広域農道より南部〕  
七箇〔前山農免道路より南部、中讃南部広域農道より南部〕  
塩入全域  
旧仲南町地内〔字中川原、字北山、字和田、字上名、字脚谷、字馬場、字峰、字脇野、字堀田、字土居、字宮前、字百々崎、字百々前、字百々、字下名、字地藏前、字八丁、字上り尾、字西屋谷、字尾の瀬、字日野裏、字多治川、字前山、字川南下、字多治川口、字川南上、字柞多尾〕

**中讃B3級地**

**本島、広島、手島、小手島、牛島、高見島、佐柳島**

**西讃土木事務所管内**

**西讃1級地**

**観音寺市** 島嶼部及び2・3級地を除く全域  
**三豊市** 島嶼部及び2・3級地を除く全域

**西讃2級地**

**観音寺市** 栗井町奥谷逆瀬、大野原町海老濟、大野原町有木、大野原町田野々、大野原町内野々、大野原町井関、大野原町丸井〔森林管理道五郷財田線より南部〕  
豊浜町箕浦〔高松自動車道より山側〕  
**三豊市** 山本町河内〔文ヶ谷、峰ヶ谷、正体、轟口、菅ノ谷〕  
財田町上及び財田町中〔森林管理道五郷財田線より南部〕

**西讃3級地**

**観音寺市** 大野原町内野々〔森林管理道〕  
大野原町海老濟〔大野原池田線、海老濟線、砥川線、石砂線〕  
※上記路線を通過するエリア  
**粟島、志々島、伊吹島**